

2020年 4月27日

学生・保証人各位

## 学納金延納制度等について

本学生は、規程（「和泉短期大学学納金納入規程」）に基づき、所定の手続きを経る事で、学納金の延納が認められます。

	納入期限	延納による納入期限（最長）
前期	4月末	7月末
後期	9月末	12月末

→ 但し、1年次前期学納金は、入学手続き時に納入済みである為、上記の対象ではありません。また、学生支援機構の「給付奨学金」対象学生の場合、納入期限は上記と異なります（対象学生には個別に説明を行っています）。

【参照】 和泉短期大学HP → “学納金・奨学金・学費の納入について”  
<https://www.izumi-c.ac.jp/admission/info/expense/>



延納制度以外にも、本学では各種奨学金制度等により、学生生活を経済的にサポートします。下記までご相談ください。

和泉短期大学

庶務ユニット（経理担当） … 【全般】

／ 学生支援ユニット … 【各種奨学金】

TEL：042-754-1133（代表）